

大槌都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(大槌都市計画区域マスタープラン)

平成 27 年 6 月

岩 手 県

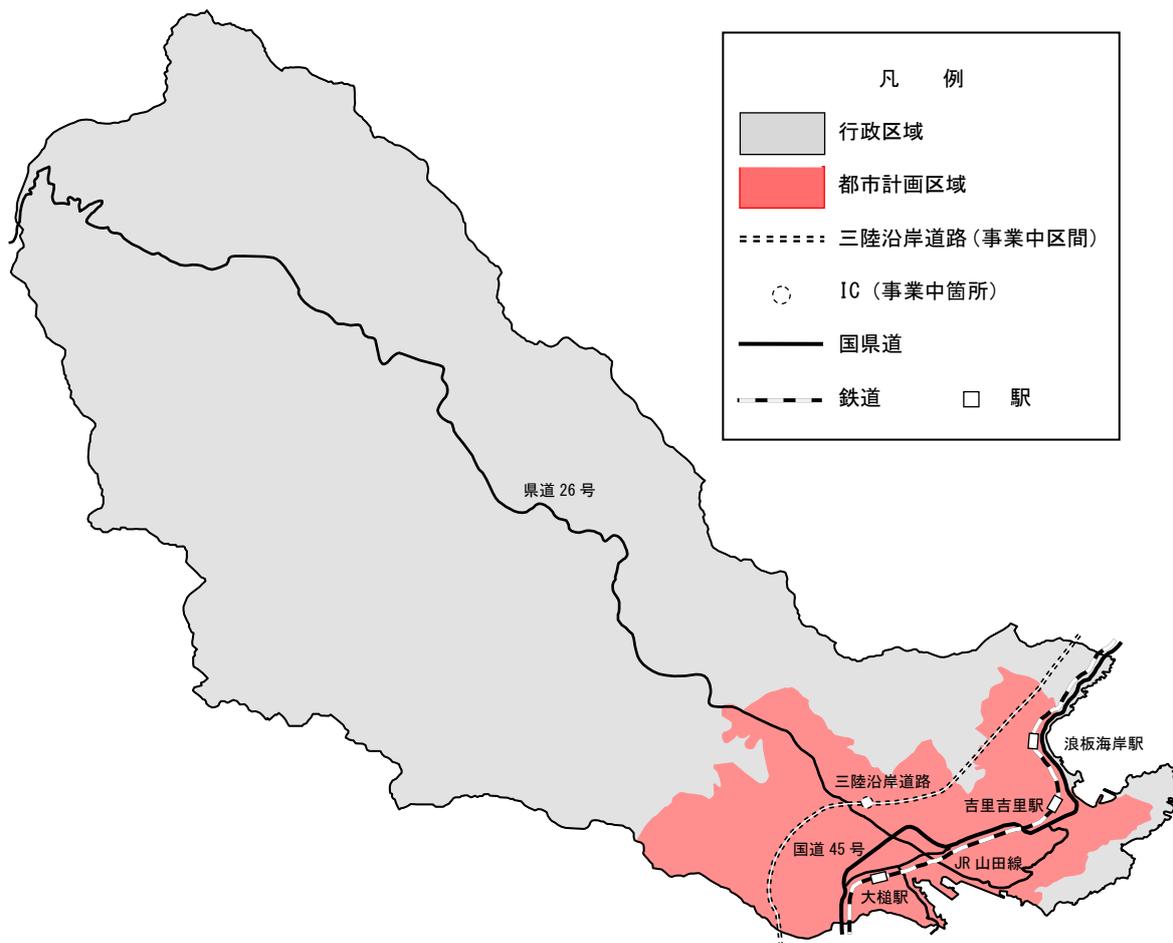
I. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、大槌都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その範囲・規模は以下のとおりです。

名 称	市町村	範 囲	面積(ha)
大槌都市計画区域	大槌町	行政区域の一部	3,018

大 槌 都 市 計 画 区 域



2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時点からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内 容	基 準 年	目 標 年 次
将来都市像の目標年次	平成 22 年	平成 47 年
都市施設、市街地開発事業の整備の目標	(国勢調査実施年)	平成 37 年

3. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代には盛岡藩の代官所が置かれ、周辺地域の中心として賑わい、近年は漁業を中心とした産業を展開し発展してきました。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災津波により、市街地の大部分が甚大な被害を受けたことから、一刻も早い復興の実現に向けて、土地利用の転換や大規模な都市基盤の整備を図るとともに、今後の災害に備えた、安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

また、人口減少や高齢化の進展及び復興事業等により、まちを取り巻く環境が大きく変化する中で、将来的な都市の経営コストを削減し、持続性の高いまちへの転換が求められています。

さらに、被災前からの課題である市街地の空洞化の進行を食い止めるため、三陸沿岸道路等の整備を促進し、他の都市圏との交流・連携を活発にするとともに、活力と魅力ある都市環境の整備を図る必要があります。

4. 都市づくりの基本理念

本区域の基本理念を次のとおり掲げます。

水と緑を活かしたこだわりのある美しい都市(まち)

海・山・川の豊かな自然環境を保全し、地域資源を活かした産業の再生・創出による活力あるまちづくりを目指すとともに、地域資源としての風景を再生し、持続可能なこだわりのある美しい都市の形成を図ります。

また、三陸沿岸の各地や内陸部及び都市内での交流・連携を促進するため、都市軸を構成する交通ネットワークの形成を図り、魅力ある市街地の形成を図ります。

5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

海・山・川の自然環境の保全と活用

市街地周辺の海や山、川などの自然を保全・活用し、公園や水への空間を有機的に結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

安全で安心して暮らしやすい快適な居住環境の形成

津波等への防災対策により安全で安心な居住環境の形成を図るとともに、生活道路・公園・下水道など生活基盤の整備やひとにやさしいまちづくりを推進し、生活文化や地域のコミュニティを尊重した暮らしやすい快適な居住環境の形成を図ります。

多様な交流と連携で産業が興る活力あるまちづくり

水産物や農産物をはじめとする地域資源を活かし、多様な交流・連携により新規事業が創出され、産業が興る活力あるまちづくりを目指します。

交通ネットワークの形成による地域間連携の強化

三陸沿岸道路及び区域内幹線道路の整備等による交通ネットワークの形成を図り、三陸沿岸の各地や内陸部及び都市内の連携強化と交流の促進を図ります。

魅力ある市街地の再生とこだわりのあるまちづくり

都市機能が集積したコンパクトで魅力ある市街地を再生するとともに、豊かな自然環境や景観を活かしたこだわりのある「美しいまち」の形成を図ります。

6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

三陸沿岸道路等の整備により、周辺の都市計画区域や近接都市とさらなる連携を図り、効率的な都市づくりを進めていきます。

Ⅱ. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

2. 判断根拠

- 行政区域内人口は、昭和 55 年をピークに一貫して減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。
- 現状において、復興関連事業を除く新たな開発動向が見られないこと、また、本区域の約 7 割に当たる面積を山林が占めている地理的条件などを踏まえると、今後、無秩序な市街地拡大が急速に進むことは想定されません。
- また、沿岸広域振興圏の中心的な都市で、本区域と結び付きが強い釜石都市計画区域においても、無秩序な市街地拡大が起こる可能性は低いとして区域区分を定めていません。
- 以上のことから、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要性は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業地

- 交通利便性が高く、市街地の中心部に位置する御社地周辺を商業・業務拠点に位置づけ、連続する県道大槌小槌線沿道の商業地と一体となって消費者需要に応じた店舗・事務所等の立地を誘導し、利便性の高い魅力ある商業地の形成を目指します。
- 大規模集客施設が立地している花輪田地区は、引き続き商業地として活用を図ります。

② 工業地

- 安渡地域を中心とした大槌湾周辺については、工業・流通産業拠点に位置付け、基盤整備や既存企業の営業再開・新規誘致を積極的に進め、水産加工流通業務施設等の集積を図ります。
- 大槌川沿いの内陸部に位置する柁内地区を工業拠点に位置付け、精密加工等の工場が立地するエリアとして産業の集積を図ります。

③ 住宅地

- 過去最大クラスの津波により浸水が想定されない区域を住宅地と位置付け、新たな住宅用地の確保、基盤の改善及び生活利便施設等を誘導し、良好な住環境の形成を図ります。
- 町方地域や吉里吉里地域などの市街地や自然に囲まれた集落地など、地域の特徴にあわせた街並みや住環境の形成を図ります。

2) その他土地利用の方針

① 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 災害が発生するまたは災害により被害を受ける恐れがある地域については、市街化を抑制する

とともに、災害の予防と被害の軽減に対する対策を進めます。

② 用途転換、用途純化又は複合化に関する方針

- ・ 防災集団移転促進事業に伴う移転跡地等の未利用地については、土地の利活用の検討を進め、用途地域等の指定または見直しを検討します。その際には、地区の特性に合わせた適切な土地利用を誘導するため、また、制限が緩和される地域において無秩序な開発等を抑制するため、地区計画の策定を併せて検討します。

③ 白地地域に関する方針

- ・ 三陸沿岸道路の整備により、新たな土地利用が見込まれる地域においては、周辺環境に与える影響を考慮し、土地の有効活用を検討します。
- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、将来の環境悪化が懸念される場合には、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- ・ 特に、防災集団移転促進事業に伴う移転跡地等の未利用地については、具体の土地活用が行われる前に、無秩序な開発等が行われないよう、特定用途制限地域の設定等を検討します。
- ・ また、白地地域について、農業振興地域の整備に関する法律等の他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、関係機関等と土地利用調整を十分に行います。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の整備の方針

① 交通体系・ネットワーク

- ・ 広域振興圏や近接する都市との交通軸として、三陸沿岸道路、国道 45 号を「広域連携軸」に位置付け、本区域内の各地域間の交通軸として、主要地方道大槌小国線、一般県道吉里吉里釜石線及び大槌小槌線を「地域間連携軸」に位置付け、本区域内外の交流・連携の促進を図ります。
- ・ また、町方地区を中心とした各拠点が集積するエリアの利便性や回遊性を高めるため、「地域内連携軸」として周回型の道路網を整備するとともに、公共交通ネットワークの構築を図ります。

② 道路

- ・ 産業振興や地域活性化のため三陸沿岸道路の早期完成の促進を図ります。
- ・ また、高速交通網の整備に併せ、町内幹線道路とのアクセス性の向上及び交通結節点強化などの道路整備を図ります。
- ・ 三陸沿岸道路やその他の国道、県道の整備に当たっては、災害時の避難路や緊急輸送道路として整備を促進します。
- ・ 未整備の都市計画道路については、早期の完成に向けて復興事業と一体的に整備を推進することとし、必要に応じて幅員や線形の見直し、廃止等を検討します。
- ・ バリアフリー化や交通安全施設の整備、狹隘道路の拡幅や歩行者空間の拡充など高齢者や障がい者、子どもが通行しやすい快適な道路環境の整備を推進します。

③ 公共交通機関等

- ・ JR山田線について、周辺自治体等と連携し、早期復旧に向けた取組みを進めます。
- ・ 鉄道の復旧に当たっては、施設のバリアフリー化や自家用車等の交通を処理する広場の整備な

ど各駅の交通結節点機能の強化を検討します。特に大槌駅については、バス交通のターミナル機能を持たせ、周辺に立地する商業・業務機能との連携を図ります。

- 道路網の整備に併せ、効率的で利便性の高い公共交通網の見直しを検討します。
- バスルートの見直しに併せて、低床バスの導入や便数の増加、停留所とその周辺の環境整備など、利便性を向上し安定した利用者数を確保するための方策を検討します。特に、高齢者や障がい者、子どもなどの交通弱者の移動を支援する観点から、福祉タクシーやスクールバス等との連携も検討します。

2) 下水道及び河川の整備の方針

- 被災した下水道関連施設の早期復旧に取り組むとともに、既存の公共下水道処理区に隣接して市街地が拡大する箇所では、処理区の拡大を行います。
- また、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、地域の実状に応じ、公共下水道、漁業集落排水、浄化槽の3つの事業を組み合わせ、効率的、計画的な整備と普及拡大を図ります。
- 大槌川・小槌川等の河川では、台風等による洪水や津波に備えた河川堤防や水門等の整備について、関係機関と連携して推進します。
- また、河川堤防等の整備に当たっては、自然環境の保全や景観に配慮します。

3) その他

① その他の都市施設の整備方針

- 主要な公共公益施設は、利用者の安全性を考慮して、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の区域内などの浸水区域外を基本に再配置を検討します。
- 被災や老朽化した公共公益施設の建替え・更新に当たっては、町の核、コミュニティの核となるような施設の整備を進めます。

② 都市施設の都市計画決定における配慮

- 都市施設の都市計画決定に当たっては、整備時における営農環境等に支障を及ぼすおそれが生じないように配慮します。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 良好な住環境の整備や防災機能の高い市街地の形成を目指し、町方、安渡、赤浜及び吉里吉里地区については、土地区画整理事業を推進し、早期の市街地の復興を図ります。
- また、本区域の中心的な市街地として復興する町方地区と新たな産業集積の拠点として市街地の形成を図る安渡地区においては、土地区画整理事業と併せ、一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業を推進し、復興の先導的な役割を期待するとともに、防災拠点機能の形成を図ります。
- 既成の住宅地又は大規模な面整備実施の困難な地区等では、地区計画等を活用し、住環境の向上を図るとともに、きめ細やかな土地利用の誘導を図り、良好な市街地環境を形成します。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- ・ 海と山に囲まれた豊かな自然環境は、本区域における魅力の1つであり、すぐれた海岸景観を有する吉里吉里海岸・浪板海岸周辺及び蓬莱島周辺等の三陸復興国立公園に指定されている区域は、環境保全拠点に位置付け、今後も保全を図るものとしします。
- ・ 豊かな海洋資源やイトヨに代表される貴重な動植物の生息に寄与する豊富な湧水を保全するとともに、東日本大震災津波により被災した美しい水辺の環境や防潮林の再生を図ります。
- ・ 優良な農地は、都市の営みに潤いを与える大切な自然環境のひとつであり、都市活動との調和を図り、保全に努めます。

2) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全系統の配置方針

- ・ 本区域の約7割を占め、市街地を取り囲む豊かな森林は、住民の大きな財産として保全を図ります。

② レクリエーション系統の配置方針

- ・ 城山公園とその周辺の自然を楽しむ散策路や湧水を活かした新たな公園の整備など、地域の特徴を活かした魅力的な公園の整備を推進します。
- ・ 保護活動の推進とあわせて、専門家や関係機関等と連携した教育・研究・観光を通じて、三陸ジオパーク・ジオサイトを中心とした地域振興に努めます。

③ 防災系統の配置方針

- ・ レクリエーション機能を持たせた津波緩衝緑地や避難場所の整備を検討します。
- ・ 浪板地域では、防潮林を兼ねた緑地等の整備を検討します。

④ 景観形成系統の配置の方針

- ・ リアス式海岸特有の複雑な海岸線と山々の豊かな緑を同時に楽しむことができる優れた眺望景観を守るため、景観形成ガイドラインの策定、景観地区や準景観地区の指定などの必要な方策を検討します。
- ・ 筋山や鯨山、崎山展望台、城山などに代表される視点場等では、施設の保全や周辺の植栽等の適切な管理、ベンチ等の休憩施設や案内板の設置などによる景観の演出を図ります。

付図『大槌都市計画区域の将来像図』

